

志木市議会議員政務活動費交付条例施行規則

〔平成13年3月15日〕
規則第3号

改正 平成14年6月28日規則第42号

平成20年3月31日規則第13号

平成19年12月25日規則第42号

平成25年2月22日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、志木市議会議員政務活動費交付条例(平成13年志木市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、志木市議会議員政務活動費交付申請書(第1号様式)を、毎年度、市長が指定する期日までに、議長を経由して市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該議員に志木市議会議員政務活動費交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 前条の規定による通知を受けた議員は、各半期ごとに市長が指定する期日までに志木市議会議員政務活動費交付請求書(第3号様式)を市長に提出するものとする。

(収支報告書の提出等)

第5条 政務活動費の交付を受けた議員は、志木市議会議員政務活動費収支報告書(第4号様式。以下この条及び次条において「収支報告書」という。)を、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた議員が、議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

3 議長は、前2項の規定より収支報告書が提出されたときは、その写しを市長に送付するものとする。

4 前3項の収支報告書には、政務活動費の支出に関する会計帳簿及び領収書等の証拠書類を添付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、前条第4項の会計帳簿を、当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第42号)

この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成19年規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年規則第 13 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規則第 1 号)

- 1 この規則は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の志木市議会議員政務活動費交付条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの規則による改正前の志木市議会議員政務調査費交付条例施行規則の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。